

日本学生支援機構寄附金事業

「JASSO 災害支援金」のご案内

自然災害等により、学生又はその生計を維持する者が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生等が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO災害支援金の支給を行います。

《申請資格》 次の全てに該当する人。

- (1) 熊本大学に在学中の学部生、大学院生、別科生、専攻科生（外国人留学生を含む）。
- (2) 自然災害等の発生により、居住する住宅（当該学生等又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう）に、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む。）若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合、又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続した場合。
- (3) 学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学長が認める学生等。

※ 科目等履修生、研究生、聴講生等は除きます。

※ 成績不振により留年中（成績自体に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している人を除く。）に発生した災害は対象外です。

※ 入学前・休学中に発生した災害は対象外です。

※ 同一の災害につき、申請は1回とします。

※ 本機構の奨学金や他団体の経済的支援を受けていても申請することができます。

◆支給額：10万円（返還不要）

◆申請期間・申請方法：申請を希望する人は、学生生活課経済支援担当までご相談ください。

（災害発生月の翌月から起算して6ヶ月を超えない期間に申請する必要があります。）

参考：令和4年9月災害発生の場合、令和5年3月17日（金）までに6回受付を行い、各回毎に対象者を推薦します。

◆問い合わせ先◆

熊本大学 学生生活課経済支援担当（全学教育棟1階⑥番窓口）



096-342-2129

8:30~18:15（土・日、祝日除く。）